

## 南丹市 奨励金

南丹市では、「京都新光悦村企業立地促進条例」を制定し、新たな生活文化の創造と産業の活性化をめざす京都新光悦村における企業の立地を応援します。

- ※ 適用期間：平成24年3月31日
- ※ 企業立地奨励金及び雇用促進奨励金を受けるには、事前に奨励工場等の指定を受ける必要があります。

## 企業立地奨励金

|      |                   |
|------|-------------------|
| 補助対象 | 京都新光悦村に立地する全ての工場等 |
| 補助内容 | 固定資産総額に係る固定資産税相当分 |
| 補助額  | 1年目 100/100       |
|      | 2年目 90/100        |
|      | 3年目 80/100        |
|      | 4年目 70/100        |
|      | 5年目 60/100        |

※交付の時期：固定資産税の完納後交付

※補助金額：指定奨励工場に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当分の範囲内で交付

## 雇用促進奨励金

|      |                   |
|------|-------------------|
| 補助対象 | 京都新光悦村に立地する全ての工場等 |
| 要件   | 新規雇用かつ1年以上の常時雇用   |
| 補助額  | 市内在住雇用者数×30万円     |
| 限度額  | 450万円             |

※ 対象の従業員

- ・南丹市内に住所を有していること
- ・1年以上常時雇用していること
- ・雇用保険に加入していること
- ・操業開始後36カ月以内に新規雇用していること